

対象設備と留意事項

1.対象設備一覧表の見方

- 新規対象になった設備の概要
- 対象設備の要件と省エネ基準
- *対象設備ごとの注意点

2.申請時の添付資料と様式の記載方法

- 添付資料 導入設備のカタログ、仕様書、(自己宣言書)
太陽光発電設備の留意事項

3.既存設備の廃棄処理

- 更新設備の廃棄誓約書:設備の名称、他 (要領様式1)
- 既存設備の処理委託証明
(マニフェストB2票以降、フロン回収証明、リサイクル券)
- 太陽光発電設備 (使用前自己確認結果報告書)

(別表) エネルギーコスト削減助成金 対象設備一覧表 (1 / 6) 令和7年度補正予算 適用: 令和8年3月16日から

対象設備: 既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新(代替を含む)又は新設したもの

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
空調・換気設備 (更新のみ対象)	業務用エアコン	JIS B 8616(パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房(暖房を兼ねるものを含む。)を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ(冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称)であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のもの及び水冷式のものうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。(リモコン・フード・化粧パネル含む)	省エネ基準達成率100%以上※1
	一般用エアコン	JIS C 9612(ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ(暖房を兼ねるものを含む。)であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。(リモコン・フード・化粧パネル含む)	省エネ基準達成率100%以上※1
	ガスヒートポンプエアコン	JIS B 8627(ガスヒートポンプ冷暖房機)	室内の快適な空気調和を目的として、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするガスエンジンによって、蒸気圧縮冷凍サイクルの圧縮機を駆動し、かつ、暖房時にエンジン排熱を回収利用するヒートポンプ式の冷暖房機であって定格冷房標準能力が85kW以下のもの。	省エネ基準達成率100%以上※1
	換気装置(熱交換型)	JIS B 8628(全熱交換器)で定める全熱交換器単体又は	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く)、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及	熱交換率(全熱交換効率)60%以上

1. 設備区分・設備種別に該当すること

設備区分・種別及び概要に該当する設備機器

2. 規格に示す規格(JIS/JRA/IEC、他)に適合した製品であること

指定される規格(試験規格含)に適合(カタログ・仕様書・メーカーの自己宣言書、等)

3. 概要に記載事項

概要に示す内容の製品であること。記載される“～を除く”(JIS規格外、他)に注意

4. 省エネ性能に関する基準を満足

トップランナー制度の省エネ基準を満足、又はSIIに登録されている設備

※仕様及び規格値は令和8年3月16日時点の基準値とします(目標値は非適用)

※1エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準(トップランナー制度)がない場合は、エネルギー効率(通年エネルギー消費効率:APF、固有エネルギー消費効率:発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等)が更新前の設備より高くなっていること。

対象設備の区分と申請のポイント(I)

更新

設備区分	設備種別	申請のポイント
空調・換気設備	業務用/一般用エアコン 〈製品のJIS規格が異なります〉	業務用(店舗・オフィス)、一般用(ルームエアコン) 仕様書で トップランナー基準(APF値) を満足すること JIS規定外の大型設備は既存設備と比較します
	ガスヒートポンプエアコン(新規)	
	換気装置	全熱交換効率、熱交換率 が基準値60%を満足すること
	温風暖房機・ジェットヒーター	定格暖房能力÷燃料消費量、燃料消費効率85%以上
照明設備	業務(施設)用/一般用LED照明器具 〈JIS規格が異なります〉	業務(店舗・施設)用は 電気工事が必要なもの 一般(住宅)用は (引掛けシーリング/ローゼット)脱着式省エネ性能(lm/W) を満足。 投光器・道路用 等に注意
	非常時用照明器具(非常灯/誘導灯) 〈JIL5501/5502〉	認証・認定製品 で定格消費電力の改善が見込めること *常時点灯以外は使用時間と効果に注意
冷蔵・冷凍設備	業務用/一般用冷蔵・冷凍庫	年間消費電力(kWh/年)と省エネ性能(%)を満足すること
	ショーケース	*JIS規格に非該当設備(特殊用途品)に注意
	コンデンシングユニット、 ユニットクーラ	* プレハブ冷凍室は対象外(冷却ユニットのみ対象) *使用する 冷媒 で性能が変わります。 冷媒名を明記 セット商品 はセット品で申請、空気調和型を除く
恒温設備	チラー(空調/設備用冷却 水 循環装置)	定格冷暖房能力÷消費電力が基準2.0以上
	一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	ヒートポンプ式(灯油・ガス除く)、 導入設備の保管湯量(缶数)、省エネ基準を満足すること
	潜熱回収型給湯器(ガス・石油:新規)	家庭用ガス温水機器、 高位発熱量基準94%以上 も可

※エアコン等のトップランナー基準に“目標値”は判定の対象外とし、2025年基準の達成率を適用します

対象設備の区分と申請のポイント(II)

更新

設備区分	設備種別	申請のポイント
恒温設備	高性能ボイラ	*本体と構成品のみ、 付属設備を除く 定格出力46.5kW以上、 ボイラ効率90%以上
熱電併給設備	高効率コージェネレーション	蒸気・給湯設備の熱(回収)及び電力を供給、 総合効率75%又は発電効率30%以上 を満足すること
電気制御設備	変圧器(油入り/モールド変圧器)	* トランスのみ対象 、 単線結線図を添付 付属機器のJIS規格適用範囲に注意 トップランナー基準を満足すること
	産業用モータ(ポンプ、送風・圧縮機)	モータ単体の省エネ基準を満足し、 インバータ機能 を 保有する設備(送水/送風効率、吐出効率で判定) 既存設備と比較して省エネ効果が認められること
加熱設備	工業炉(工業用燃焼炉、抵抗加熱炉)	連続式又はバッチ式燃焼・加熱炉、 付属設備に注意
生産設備	工作機械(旋盤・フライス盤、他)	*SII登録以外は、各JIS規格の 機械分類番号 を記載 * 数値制御装置 を保有すること カタログ、(納入)仕様書、 JIS規格適合宣言書 を添付 * 生産性向上指標年平均1%(又は10%)以上改善の 算出根拠 を添付すること
	プラスチック加工機械	
	プレス機械(サーボ、タレット、他)	
	ダイカストマシン	
	印刷機械(有版・デジタル印刷機)	印刷機械は単機能の コピー機 等の 印刷機 を除く
建物付属設備	断熱ガラス及びサッシ 〈2030年基準は判定の対象外〉	ガラスの省エネ性能を満足する単体及びサッシ 2024年度の省エネ基準をクリア * 対象外(勝手口ドア、網戸、格子、等の付属品)

申請に必要な資料(様式1-2号)

更新の場合の記載方法

		更新前の設備※ ²	更新後の設備				
更新の場合	SH補助対象設備 トップランナー基準設備	設備区分 設備種別	要領様式1更新前設備 処理誓約書に記載	(記載例) 空調・換気設備 業務用エアコン	導入設備の区分・種別、 名称・メーカー、型格		
		設備名		省エネの達人プレミアム			
		メーカー名 型番・型式等		〇〇社 RPC-GP112RGH6			
		『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input checked="" type="checkbox"/> 登録有 <input type="checkbox"/> 登録無			
		省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³		事務局で確認			
		設備の性能・消費 効率等の値※ ³	—				
		基準達成率(%)※ ³	—				
		数量	—	2台			
		更新の場合	SH補助対象外設備 トップランナー基準無い設備	設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ	既存設備を含む 全項目を記載
				設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス	
メーカー名 型番・型式等	不明 不明			〇〇社 Low-E 複層ガラス仕様			
『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧				<input type="checkbox"/> 登録有 <input checked="" type="checkbox"/> 登録無			
省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³				無し			
設備の性能・消費 効率等の値※ ³	熱貫流率 6.51kcal/m ² h°C			熱貫流率 2.33kcal/m ² h°C			
基準達成率(%)※ ³				—			
数量	20枚			20枚			

申請に必要な資料(要領様式1号)

更新の場合の記載方法

更新設備は、既存設備が解かる仕様書(又は取扱説明書の一部)と共に廃棄誓約書の提出が必要です

撤去する更新前の設備及び処理の方法

	更新前の設備①	更新前の設備②	更新前の設備③
設備区分 設備種別			
設備名			
メーカー名			
数量			
処理の方法	(記載例) 産業廃棄物 処理業者への委託		

廃棄設備の区分・種別、
名称・メーカー、台数

※ 記載欄が不足する場合は記載欄を追加し記載してください。

【記入上の留意点と添付資料】

- 1) 導入設備が複数種になる場合には、設備ごとに作成してください
- 2) 更新の場合は設備区分内での更新は可能とします
- 3) LED照明等規格適合の記載がない場合は**自己宣言書**を添付してください
- 4) 見積書は導入設備の型番・型式等と構成品/工事費が解るように記載
- 5) **型格が解らない場合は、仕様・性能を示すを作成してください(任意様式)**

申請に必要な資料

<参考資料>

JIS Q 17050-1に基づく自己適合宣言書

番号

発行者の名称
発行者の住所

発行者の情報

宣言の対象 ルームエアコン(付属書参照)

製品の情報

上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

〈JIS番号〉 〈規格名称〉
JIS C9612 ルームエアコンディショナー 規格に準拠

規格・保証追加情報

追加情報：
弊社はISO9001に基づく品質管理体制により、上記製品の供給を行います。
支援文書として以下の書類を用意しておりますので、必要に応じてご請求ください。

- ・ ISO9001 認証書
- ・ JIS認証書（ルームエアコンディショナー）

問合せ先

代表者又は代理者の署名：

発行責任者
及び発行者情報

初版発効日
発行場所
役職名・氏名

製品の適合自己宣言書は各メーカーのホームページで公開されています。
JIS規格の適合が確認できない場合は製造メーカーに依頼し、添付。

対象設備の区分と申請のポイント(Ⅲ)

新設

設備区分	設備種別	申請のポイント
エネルギー管理設備	エネルギーマネジメントシステム	エネルギー使用量の計測及び表示(モニタリング)とログの保存機能及び保有する設備の制御機能を有すること
	凍結防止ヒーター用節電器	給水・配管の凍結防止のためヒータ電力を自動制御すること
EV用充電器	JIS D 0115 電気自動車用語充電器	車両, 電動機・制御装置及び電池に関するものを除く 土地の取得は対象外
発電設備	太陽光パネル及び付属設備	1kW～50kW未満の太陽光発電システム及び監視・蓄電設備 自家消費が目的の独立型 *システム図、対象設備を含む単線結線図を添付 *商用電力系統に接続の場合は50%以上を自家消費すること *パワーコンディショナーの出力抑制は不可 *法規制により、10kW以上の設置には、電気主任技術者の専任と使用前自主確認結果を実施(実績報告時に添付)
風除室	JIS A 4702(ドアセット)、 JIS A 4706(サッシ)	手動開閉操作を行うスイング及びスライディングのドアセット及びサッシによって構成され、玄関外側に設置する風や雪などを避けるための前室
カーポート	JIS A 6604(金属製簡易車庫用構成材)で定める簡易車庫	屋根及び柱で構成され、壁のない簡易的な駐車施設 土地の取得は対象外 *太陽光発電システムを設置する場合には、見積りを分離する
エントランスドア	JIS A 4702(ドアセット)、 JIS A 4706(サッシ)	手動開閉操作を行うスイング及びスライディングのドアセット及びサッシによって構成される玄関ドア

※増設・機能の改善は対象外です

申請に必要な資料(様式1-2)

新設の場合の記載方法

		<発電設備記入例>	<発電設備以外記入例>
新設の場合	設備区分 設備種別	(記載例) 発電設備 太陽光パネル及び付属設備	(記載例) 建物付属設備 カーポート
	設備名	SUNTECH STP545S	ネスカ F2 台用
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3	〇〇社 54-50 型
	太陽電池出力/ パワコン出力 ^{※4}	(太陽電池) 78.48kW (パワコン) 40kW	発電システム以外 は記載不要
	出力 ^{※4}	40kW ※上記のうち低い方を記載	
	売電の有無/割合 売電先等 ^{※4}	売電有 20% 中部電力パワーグリッド	

【記入上の留意点と添付資料】

- 1) 導入設備が複数種になる場合には、設備ごとに作成してください
- 2) 見積書は導入設備の型番・型式等と構成品/工事費が解るように記載
- 3) ISO/IEC等の国際規格や英語版の場合には日本語版添付してください

太陽光発電設備の留意点 (I)

技術基準適合維持義務が拡大されて、小規模事業用電気工作物 (10kW～50kW 未満) も技術者の選任・届出、使用前自己確認義務の対象になりました。

〈施行日 令和5年3月20日〉



太陽電池発電設備の保安規制の対応

事業用電気工作物 ↑ 小規模事業用 電気工作物 【新設】 ↓ 一般用電気 工作物	出力等条件		保安規制	
			事前規制 安全な設備の設置を 担保する措置	事後規制 不適切事案等への 対応措置
	2,000kW以上		技術基準維持義務	工事計画の届出 使用前自主検査
	2,000kW未満 500kW以上		電気主任技術者の選任	使用前自己確認
	500kW未満 50kW以上		技術基準の適合	【範囲拡大】
	50kW未満 10kW以上		【範囲拡大】 技術基準維持義務 【新設】 届出 基礎情報	報告徴収 事故報告 立入検査
	10kW未満			事故報告は、 10kW未満に ついては除く 居住の用に 供されている ものも含める

基礎情報の届出書

- 電気主任技術者の選任、保安規定の届出
- 使用前自己確認
(使用前自己確認結果届出書及び別紙)

経済産業省パンフレットから編集

太陽光発電システムでは、“自己消費率50%以上”が要件です。
年間の発電量予測と自社内の使用量を加味した設置としてください。

様式第53 (第78条関係)

(記載例)

使用前自己確認結果届出書

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所

届出/使用前自己確認結果の提出サンプル
受付印があるものを実績報告時に提出してください。

〈全4頁〉

電気事業法第51条の2第3項の規定により出ます。

- 確認年月日
別紙のとおり
- 確認の対象
発電所の種類：太陽電池発電所
発電所名称：〇〇発電所
発電所住所：〇〇県〇〇市〇〇××丁
発電所出力：〇〇〇kW
発電所電圧：〇、〇〇〇V
根拠条文：電気事業法施行規則別表
(別表第7に該当する場合には、対象と料を添付すること)
- 確認の方法
別紙のとおり
- 確認の結果
別紙のとおり
- 確認を実施した者及び主任技術者の氏名
別紙のとおり
- 確認の結果に基づいて補修等の措置を講ずる
別紙のとおり

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格

番号	確認項目	確認方法	判定基準	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認 状況	判定 結果	現地試験 結果による 確認の有無	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の 規格番号	備考	確認者 ^①	確認 年月日
								工場試験結 果による確 認の有無	その他記録 (図面、書類 等)による確 認の有無				
1	外観検査	検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。なお、判定基準の①、②、③、④、⑤、⑥を確認する場合は書類等によって確認することもできる。	①必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条) ②高圧の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条) ③アークを発生する器具と可燃性物質との間隔が十分であること。(電技解釈第23条) ④高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条) ⑤高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するために必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第34条、第35条) ⑥高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条) ⑦太陽電池発電所の高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条) ⑧太陽電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施設装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第38条) ⑨ガス絶縁遮断器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第40条) ⑩検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおり施設されていること。	〇 △	〇 △	〇 △	〇 △	〇 △	〇 △	JIS C 8955 (2017)	〇 △	〇 △	平成〇〇年 〇月〇日
2	接地抵抗測定	次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗を測定する。 ①機器ごとに接地する「単独接地」；直立式接地抵抗計による測定 ②いくつかの接地箇所を連絡して接地する「連絡接地」；直立式接地抵抗計による測定 ③接地線を連続して埋設し、各交流点で連接する「網状(メッシュ)接地」；電圧降下法による測定 なお、連絡接地及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。	接地抵抗値が電技解釈第17条又は第24条第1項第2号で規定された値以下であること。	〇 △	〇 △	〇 △	〇 △	〇 △	〇 △		〇 △	〇 △	平成〇〇年 〇月〇日

確認方法や判定基準は書ききれない場合、別添用紙に記載してください。
また、欄の幅を広げて記載しても結構です。
記載内容については、通達「[使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈\(平成29年3月31日付け20170323前局第3号\)](#)」を参照して下さい。

様式にある本別紙はA3版です。
本別紙はExcel版(A3版)もありますので、そちらを使っていただいても結構です。
尚、本記載例はあくまでも一例です。

確認方法に基づき、現地試験を全て実施した場合については、記録による確認は「無」にレ点を入れて下さい。
また、「有」にレ点を入れた場合は、その内容を備考欄に記載して下さい。

該当する方にレ点を入れて下さい。(他の項目も同様)

既存設備の廃棄について（I）

既存の設備との入れ替えで発生する排出物の処理は廃棄物処理法に基づき、適正に処理・処分が必要です

廃棄区分	対象設備・機器	実施報告時の提出資料	保管・保存等	特記事項
中古売却/下取り	設備・機器及びユニット	売却伝票/引取証明書		
有価売却品	金属類、電線/配管、等	売却伝票		
産業廃棄物	廃プラスチック ガラス/潤滑油、等 混合物	・処理委託契約書 ・マニフェスト伝票（B2票以降、 又は電子マニフェストの写し）	・飛散/流出防止処置 ・E票までを5年間保存	*廃棄物処理法で規定する20品目が対象
フロン含有機器	一般エアコン/冷蔵冷凍庫	リサイクル券（証明書）		
	業務用エアコン/冷凍・冷蔵庫 チラーユニット/コンプレッサー	フロン回収（引取り）証明書 マニフェスト伝票（B2票以降、 又は電子マニフェストの写し）	・E票までを5年間保存	*資格保有する業者により フロン回収後に撤去
水銀含有機器	蛍光放電管、蛍光ランプ 水銀ランプ	マニフェスト伝票（B2票以降、 又は電子マニフェストの写し （ 微量水銀含有物記述のもの ）	・E票までを5年間保存 ・分別/分離して保管	
PCB含有機器	電源トランス 蛍光器具内のトランス	PCB分析結果報告書 引取票	・屋内保管	製造メーカーホームページ *処分期限に注意
建設業 特定廃棄物	土砂/コンクリートガラ、等 設置・据え付け工事時の排出物	指定量以上の届出 アスベストの有無	・指定量内の保管	*工事前にアスベストの確認が必要な場合があります
事業系一般廃棄物	包装紙/マニュアル/カタログ等	業種指定廃棄物に注意	・飛散防止	市町村の基準により廃棄

<留意事項>

1. 対象となる廃棄物と通常品をまとめて委託する場合には、**対象品の写真**を残す
2. リモコンの**乾電池等**は取外して市町村の指定（廃棄場、回収ボックス等）に基づき廃棄

既存設備の廃棄について(II)

産廃 manifests の回送ルート

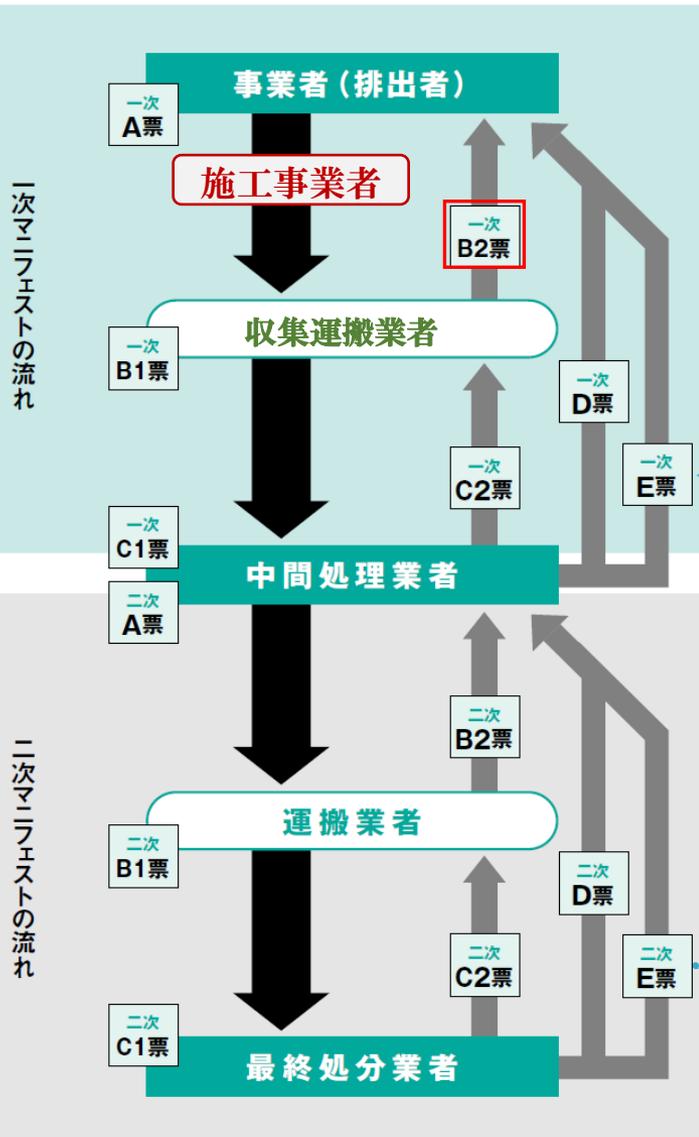
施行事業者(見積もりに含まれる)を介して処理する場合も管理は「排出者の責任」です

コンテナ等で自社の他の廃棄物と一緒に処理を委託する場合には、写真を残してください

- *B2票以降の写しを完了報告時に添付
- A・B2・D・E票を5年間保存
- *翌年6月末までに manifests 発行報告書を県(地域振興局)、長野・松本市長に提出(電子 manifests の場合は、管理表の写し、 manifests 発行報告は不要です)

法令上の罰則

1. 法人 … 3億円以下の罰金、違反行為ごとの罰金
2. 委託違反 … 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
3. manifests 未交付・無記載、保存違反 … 1年以下の懲役又は100万以下の罰金



既存設備の廃棄について(Ⅲ)

更新の場合には、既存設備を**廃棄物処理法**に基づき、適正に廃棄処理する。
処理後の廃棄証明(**マニフェストB2票以降又は電子マニフェストの写し**)、**フロン回収証明**
又は**マニフェスト**、**リサイクル券の写し**を提出していただきます。

産業廃棄物処理手順(一部)

1. **契約**:資格を保有する廃棄物収集運搬、中間処理、最終処分事業者と契約
2. **一時保管**:引き渡しまでの間は、安全と飛散に配慮して適切に保管
3. **引き渡し**:委託伝票(マニフェスト)を発行してE票が規定内に戻るまで適切に管理(**180日以内**)と**5年間の保存**
4. **発行報告**:翌年6月末までにマニフェスト発行報告書を提出(地域振興局)

フロン回収・処理の確認

〈対象:業務用エアコン/冷蔵庫、コンデンシングユニット、チラー、コンプレッサ〉

1. 委託契約:有資格事業者へ回収を委託
2. 引き渡し:**フロン回収マニフェスト**を発行してE票まで管理と5年間の保存

*家庭用エアコン、冷蔵庫は**リサイクル券**を購入して処理を委託してください

フロン使用機器の廃棄時はフロンガスの回収を!

冷凍・冷蔵機器に使用されているフロンの温暖化係数は二酸化炭素の約1,000~4,000倍です。更新のための撤去・解体前に必ず指定業者に依頼して、回収後に**証明書の写し**を提出、原本を保管してください。

E票 回収依頼書 兼 委託確認書 兼 引取証明書 兼 確認証明書 0000000

機器の所有者等が保存

推奨版

確認証明書 (但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)

機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)

廃棄する機器の所有者等

機器所有者等の氏名又は名称 _____ 伝票番号 _____

上記の住所 _____ 〒 _____ 交付の年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

担当者 部署名 _____ 氏名 _____ 電 話 _____

〒 _____ F A X _____

廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名 _____

上記の住所 _____ 〒 _____

廃棄する機器の種類及び台数 _____

建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)

エアコンディショナー _____ 台 冷蔵機器及び冷凍機器 _____ 台 解体(修繕等)あり _____

フロン類の引渡し先(右記該当にレ点) 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する) 取次者に委託する(取次者欄に記入する)

フロン類の処理方法(右記該当にレ点) 再生希望 再生・破壊のどちらでも良い 破壊希望

取次者

取次者の氏名又は名称 _____ 交付の年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の住所 _____ 〒 _____ 電 話 _____

担当者 部署名 _____ 氏名 _____ F A X _____

フロン類の引渡し先(右記該当にレ点) 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)

第一種フロン類充填回収業者

登録番号 _____ フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 引取証明書又は確認証明書の交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録都道府県 _____ 都 道 府 県 _____

第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 _____ 充填回収技術者氏名 _____

上記の住所 _____ 〒 _____ 電 話 _____

担当者 部署名 _____ 氏名 _____ F A X _____

既存の設備との入替えて回収するフロン類は排出抑制法に基づき、適正に処理・処分を行う

既存設備の排出者
排出場所

回収運搬事業者

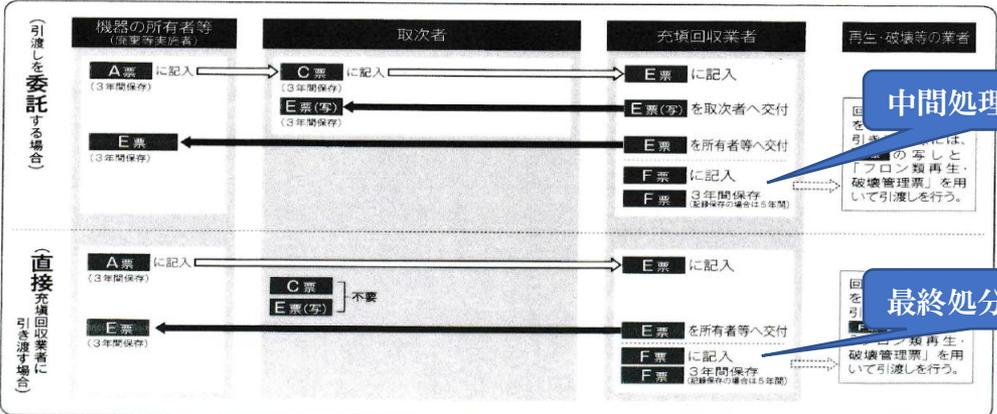
下記のとおりフロン類を回収しました。

フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計	管理番号
第一種特定製品の種類					
エアコンディショナー	台 kg	台 kg	台 kg	台 kg	
冷蔵機器及び冷凍機器	台 kg	台 kg	台 kg	台 kg	
計	台 kg	台 kg	台 kg	台 kg	
銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)	台 kg	台 kg	台 kg	台 kg	
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因	台	台	台	台	要因: _____

充填ゼロ確認時の使用欄

エアコンディショナー	台
冷蔵機器及び冷凍機器	台
計	台

(確認証明書の時使用)



*フロン類の廃棄では、回収後にリサイクル使用の場合があります。

既存設備の廃棄について（V）

既存設備の蛍光灯・水銀ランプには**微量水銀**が含有しています。対象品を保管、産業廃棄物として処理を委託する場合に必要です。（水銀別措置法）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に沿って廃棄処分

水銀は蛍光放電管/水銀ランプ、蛍光管ディスプレイ(TV)、スイッチ/リレー他に含まれます



HF：インバータ型に使用されるランプ

蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



HID器具（水銀灯など）
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)

環境省パンフレットから編集

《水銀含有製品の廃棄》

1. 「水銀含有廃棄物」の収集運搬及び処理/処分は許可を得た事業者へ委託
2. 対象物の保管は他の廃棄物と分けて、仕切りを設ける等を行い、保管する
3. マニフェストの種類欄に「水銀含有廃棄物」が含まれることを記載する。

《参考》

*水銀ランプは2020年12月で製造が中止され、蛍光管は2027年終了です

*蛍光管/水銀ランプは破損すると水銀ガスが飛散しますので、取り扱いに注意

既存設備の廃棄について (VI)

マニフェストの例

廃棄物を処理・処分事業者に委託する場合には契約と「マニフェスト」による取引が義務付けられています。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	21478275136	整理番号		交付担当者	氏名						
事業者 (排出者)	氏名又は名称		住所 〒		電話番号		事業 (排出事業場)	名称		所在地 〒		電話番号	
	種類 (普通の産業廃棄物)		種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)			荷姿					
産業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 8100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	産業廃棄物の名称		有害物質等		処分方法				
	<input type="checkbox"/> 8200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)									
	<input type="checkbox"/> 8300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)									
	<input type="checkbox"/> 8400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)									
	<input type="checkbox"/> 8500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)									
	<input type="checkbox"/> 8600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)									
	<input type="checkbox"/> 8700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)									
	<input type="checkbox"/> 8800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等									
	<input type="checkbox"/> 8900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等										
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥										
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)										
	中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり											
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり												
運搬受託者	氏名又は名称		住所 〒		電話番号		運搬先 (処分事業場)	名称		所在地 〒		電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		住所 〒		電話番号		積 替 又 は 保 管	名称		所在地 〒		電話番号	
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)		受領印		運搬 終了年月日		年 月 日		有価物拾量		数量 (及び単位)		
処分の受託	受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)		受領印		処分 終了年月日		年 月 日		最終処分		終了年月日		
最終処分 を行った場所 (直行目)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)												

排出者のサイン

既存設備の排出者
排出場所

排出物の種類及び
重量又は容量

水銀使用製品産業廃棄物
蛍光灯・水銀灯など水銀含有物の場合

収集運搬事業者

中間処理事業者

最終処分事業者

照 合 確 認	B 票	年 月 日
	D 票	年 月 日
	E 票	年 月 日